

議案番号	件名	要旨
議 第117号 文化振興課	武家屋敷設置及び管理に関する条例の一部改正について	<p>武家屋敷の利用者に、適正かつ応分の負担を求め るため、入場料基準額を改定するもの。また、効 率的な運営のため、開館時間を改定するもの。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>料金改定案件 ・市民割引の導入施設</p> </div>

備考				
改正内容				
(1) 武家屋敷の入場料基準額を次のとおり増額するもの。				
区分		単位	改正後	改正前
大人		1人につき	400円	310円
小人		〃	200円	150円
団体	大人	〃	320円	240円
	小人	〃	160円	120円
(2) 入場料の5割を限度として割引を行うことを規定するもの。				
(3) 武家屋敷の開館時間を次のとおり変更するもの。				
区分		改正後	改正前	
4月1日から9月30日まで		午前9時から 午後6時まで	午前8時30分から 午後6時30分まで	
10月1日から翌年3月31日まで		午前9時から 午後5時まで	午前8時30分から 午後5時まで	
施行期日				
令和7年4月1日				